C&F LOGISTICS

第4回 定時株主総会 招集ご通知

自2018年4月1日　至2019年3月31日

日 時

2019年６月26日(水曜日)
午前10時（受付開始：午前９時)

場 所

東京都千代田区飯田橋三丁目10番８号
ホテルメトロポリタン エドモント
本館２階「悠久」

株式会社Ｃ＆Ｆロジホールディングス

証券コード：9099

目 次

- 第４回定時株主総会招集ご通知 …… 1

(添付書類)

- 事業報告 …… 2
- 連結計算書類 …… 20
- 計算書類 …… 23
- 監査報告書 …… 26
- 株主総会参考書類 …… 30

第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役4名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

(証券コード9099)
2019年６月６日

株　主　各　位

東京都新宿区若松町３３番８号
株式会社Ｃ＆Ｆロジホールディングス
代表取締役社長　　林　原　国　雄

第４回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第４回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年６月25日（火曜日）午後６時までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2019年６月26日（水曜日）午前10時（受付開始：午前９時）
２．場　　所　東京都千代田区飯田橋三丁目10番８号
ホテルメトロポリタン エドモント 本館２階「悠久」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項　１．第４期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第４期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）９名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

インターネットによる開示事項について
　本総会の招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び定款第16条に基づき、インターネット上の当社のウェブサイト（http://www.cflogi.co.jp/）に掲載しております（「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」として表示すべき事項）。なお、本定時株主総会招集ご通知添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査した対象の一部であります。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
株主総会参考書類及び事業報告、連結計算書類ならびに計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.cflogi.co.jp/）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
総会ご出席者へのお土産はご用意しておりませんので、予めご了承いただきますようお願い申し上げます。

（添付書類）

事　業　報　告

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

Ⅰ．企業集団の現況

１．事業の経過及びその成果

当連結会計年度における日本経済は、政府による継続的な経済政策により企業収益や雇用・所得環境の改善、人手不足を背景とした省力化等の設備投資の増加により、景気拡大傾向が続いております。

しかしながら、西日本豪雨をはじめとする自然災害の影響、米中間の貿易摩擦の深刻化による中国経済の減速、英国のＥＵ離脱の不確実性は、今後の企業収益の圧迫要因となり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが主軸をおく低温食品物流業界におきましては、ライフスタイルの変化などを背景に引き続き冷凍・冷蔵食品の需要は堅調に推移しております。しかしながら、顧客のさらなるニーズへの対応に向けた様々なコストの見直し、及び労務コンプライアンスへの対応を含めた労務費の増加、さらには燃油費等の高騰など「食の安心と安全」を担保する高品質な物流サービスを提供するためのコスト増により、当社を取り巻く環境はより一層厳しくなってきております。

このような環境の中、当社グループは第一次中期経営計画の基本方針を『統合効果の具現化に向けた全部門における機能再編の推進』とし、「足元を固め安定した土台を作る」期間と位置づけ、基本戦略（重要施策）ならびに業績目標を達成することができました。

以上の結果、当連結会計年度の業績につきましては、営業収益は1,076億1千2百万円(前年同期比3.3％増)、営業利益は40億8千8百万円(前年同期比6.3％増)、経常利益は43億1百万円(前年同期比8.0％増)となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、27億8千2百万円(前年同期比6.8％増)となりました。

2．設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は50億1百万円（リース資産含む）で、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度中に設備投資した主要設備

株式会社ヒューテックノオリン
　関東中央支店　改修工事等

名糖運輸株式会社
　越谷物流センター　新設

メイトウベトナム
　第二倉庫　新設

他の主な設備投資は、車両の購入等であります。

3．資金調達の状況

上記設備の取得等に要した資金につきましては、自己資金及び借入金により調達いたしました。

4．対処すべき課題

当社グループの主力事業である低温食品物流業界におきましては、少子高齢化・生産年齢人口が減少するなか、労務コンプライアンスへの対応を含めた労務費・燃油費等の高騰のコスト増加に加え、消費者の「食の安心と安全」に対する要求は一層高くなり、変化に対応できる高品質な物流サービスの提供が求められております。

このような経営環境の中、当社グループは2019年４月から「第二次中期経営計画」（2019年度～2021年度）をスタートいたしました。当社グループが目指す『グローバルに変化する食品物流を担う低温を核とする総合物流情報企業の実現』に向けて、基本方針を定め、基本戦略に沿った具体的な取り組みを推進してまいります。

【第二次中期経営計画】（2019年度～2021年度）

＜基本方針＞

『新たなインフラ整備と営業開発の推進』

当社グループにおけるＤＣ事業、ＴＣ事業それぞれに新たなインフラ整備を進め、それらのインフラを100％活用した営業開発を推進し、各々の得意分野を一体化した顧客サービスや物流品質のさらなる向上を目指してまいります。

＜基本戦略（重要施策）＞

（1）インフラ整備による既存業務の効率化及び新規業務の獲得
①グループの経営資源をフル活用し、基幹事業拠点の拡大と再編を推進
②幹線輸送の自社化推進による収益基盤の強化
③北海道・東北・北陸・中国・南九州エリアの配送体制の安定化

（2）顧客のニーズを先取りした提案型営業による収益拡大
①グループ総合力を結集し、重要顧客との関係をより強固なものとする
②コスト構造の変化に対応した料金体系の見直し提案

（3）新技術導入による業務効率化及び安定化
①ＩＴ技術の導入による倉庫内業務・輸配送業務の効率化及び安定化
②その他業務効率化・安定化に資する新たな機能・仕組みの導入

（4）人材確保と活用
①福利厚生の充実と処遇改善による定着率の向上
②採用競争力の強化による事業規模拡大に対応する人材確保
③多様な人材が永く活躍できる労働環境づくり
④働き方改革・ライフスタイルを考慮した労働環境への柔軟な対応

（5）新たな成長ステージの確立
①ベトナム国におけるコールドチェーン確立に向けた既存・新規事業の拡張
②ベトナム国以外の東南アジア諸国への事業展開
③新たな事業ドメインの創出
④Ｍ＆Ａ（国内・海外）の活用

5．財産及び損益の状況

(1)企業集団の財産及び損益の状況の推移

区　　分	第1期 (2016年3月期)	第2期 (2017年3月期)	第3期 (2018年3月期)	第4期 (当連結会計年度) (2019年3月期)
営業収益　(百万円)	70,325	103,806	104,167	107,612
経常利益　(百万円)	1,830	3,940	3,981	4,301
親会社株主に帰属する当期純利益　(百万円)	5,469	2,680	2,604	2,782
1株当たり当期純利益　(円)	269.08	104.33	102.13	109.14
総資産　(百万円)	76,721	76,453	78,491	79,653
純資産　(百万円)	31,219	33,992	35,996	38,067
1株当たり純資産額　(円)	1,196.13	1,294.78	1,381.27	1,466.97

(注) 1．当社は、2015年10月1日に名糖運輸株式会社及び株式会社ヒューテックノオリンの共同株式移転の方法による共同持株会社として設立されました。設立に際し、株式会社ヒューテックノオリンを取得企業として企業結合会計を適用しているため、第1期（2015年4月1日から2016年3月31日）の連結経営成績は、取得企業である株式会社ヒューテックノオリンの第63期連結会計年度（2015年4月1日から2016年3月31日）の連結経営成績を基礎に、名糖運輸株式会社及びその関係会社の第57期第3四半期連結会計期間及び第57期第4四半期連結会計期間（2015年10月1日から2016年3月31日）の連結経営成績を連結したものとなります。

2．1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(2)当社の財産及び損益の状況の推移

区　　分	第1期 (2016年3月期)	第2期 (2017年3月期)	第3期 (2018年3月期)	第4期 (当事業年度) (2019年3月期)
営業収益　(百万円)	1,419	3,011	3,328	4,036
経常利益　(百万円)	775	1,606	1,841	2,207
当期純利益　(百万円)	692	1,483	1,698	2,095
1株当たり当期純利益　(円)	26.96	57.74	66.60	82.20
総資産　(百万円)	26,517	27,460	28,368	33,396
純資産　(百万円)	26,149	27,066	27,934	29,503
1株当たり純資産額　(円)	1,017.92	1,053.65	1,096.81	1,158.95

(注) 1．設立第1期は、2015年10月1日から2016年3月31日までであります。

2．1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

6．重要な親会社及び子会社の状況

(1)親会社の状況

該当事項はありません。

(2)重要な子会社の状況

会　　社　　名	資　本　金	当社の議決権比率	主 な 事 業 内 容
名　糖　運　輸　株　式　会　社	2,176百万円	100%	一般貨物自動車運送事業、物流センター管理業務
株式会社ヒューテックノオリン	1,217百万円	100%	低温食品の保管と共同配送事業、配送センターの運営ならびに店舗配送事業
株式会社Ｃ＆Ｆサポートサービス	80百万円	100%	保険代理店業 不動産業

(3)事業年度末日における特定完全子会社の状況

特 定 完 全 子 会 社 の 名 称	名糖運輸株式会社	株式会社ヒューテックノオリン
特 定 完 全 子 会 社 の 住 所	東京都新宿区若松町３３番８号	東京都新宿区若松町３３番８号
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	7,227百万円	18,230百万円
当　社　の　総　資　産　額	33,396百万円	

7．主要な事業内容（2019年３月31日現在）

Ｄ　Ｃ　事　業	保管在庫型物流事業：主に低温食品の保管・荷役及び輸配送を一体的に行う事業。 全国の各要衝に展開する流通型冷凍・冷蔵倉庫において、低温食品の共同保管・荷役及び輸入冷凍食品の保税業務を行い、併せて共同配送の機能を活かし、納品先へ24時間以内でお届けするコールドチェーン物流を構築しております。
Ｔ　Ｃ　事　業	通過型センター事業：365日24時間体制で、主にチルド食品を中心とした低温食品のセンター業務及び輸配送を行う事業。 (１)低温食品の共同配送事業 全国の各要衝に展開する流通型冷蔵倉庫において、食品メーカー等から受託したチルド食品や飲料等の共同配送業務を行っております。 (２)配送センター運営ならびに店舗配送事業 コンビニエンスストアや量販店、共同仕入機構、生活協同組合等の配送センター業務ならびに店舗配送を行っております。
そ　の　他	(１)警備輸送業 (２)病院等関連物流業 (３)人材派遣業 (４)保険代理店業等

（注）１．ＤＣ事業とは、Distribution Centerの頭文字をとって表記しております。
　　２．ＴＣ事業とは、Transfer Centerの頭文字をとって表記しております。

8．主要な営業所及び工場（2019年３月31日現在）

(１)当社

本社　東京都新宿区若松町33番８号

(２)子会社

会　社　名	所　在　地
名糖運輸株式会社	東京都新宿区若松町33番８号
株式会社ヒューテックノオリン	東京都新宿区若松町33番８号
株式会社Ｃ＆Ｆサポートサービス	東京都新宿区若松町33番８号

9．従業員の状況（2019年３月31日現在）

(１)企業集団の従業員の状況

従　業　員　数	前期末比増減
4,872（6,786）名	281名増（49名減）

（注）従業員数は就業員数であり、臨時従業員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(２)当社の従業員の状況

従　業　員　数	前期末比増減	平　均　年　齢	平均勤続年数
172（9）名	40名増（１名増）	39.9歳	２年５ヵ月

（注）１．従業員数は全て名糖運輸株式会社及び株式会社ヒューテックノオリンからの出向者であります。
２．従業員数は就業員数であり、臨時従業員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

10. 主要な借入先の状況（2019年３月31日現在）

借　入　先	借入金残高
農林中央金庫	5,065百万円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	2,263百万円
株式会社みずほ銀行	1,694百万円
三井住友信託銀行株式会社	876百万円
株式会社きらぼし銀行	550百万円

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

Ⅱ．会社の株式に関する事項

1．株式の状況（2019年３月31日現在）

（1） 発行可能株式総数　　100,000,000株
（2） 発行済株式の総数　　25,690,766株（自己株式233,555株を含む。）
（3） 株主数　　9,023名
（4） 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
マルハニチロ株式会社	2,018千株	7.92%
協同乳業株式会社	1,491千株	5.86%
農林中央金庫	1,243千株	4.88%
共栄火災海上保険株式会社	1,231千株	4.83%
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND	1,093千株	4.29%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	993千株	3.90%
Ｃ＆Ｆロジホールディングス従業員持株会	867千株	3.40%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	857千株	3.36%
Ｃ＆Ｆロジホールディングス取引先持株会	814千株	3.20%
ＪＡ三井リース株式会社	746千株	2.93%

（注）１．持株比率は自己株式（233,555株）を控除して計算しております。
２．持株数は千株未満、持株比率は小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

2．新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

Ⅲ．会社役員の状況

１．取締役及び監査役の状況（2019年３月31日現在）

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	林　原　国　雄	名糖運輸株式会社代表取締役社長
取締役会長	松　田　靱　夫	株式会社ヘルティー取締役会長
取締役副社長	綾　　宏　將	営業担当 株式会社ヒューテックノオリン代表取締役社長
専務取締役	武　藤　彰　宏	経営企画・管理担当 経営企画部長
常務取締役	道　田　和　宏	内部統制担当 品質管理部長
常務取締役	酒　光　修　史	施設担当 施設企画部長
取締役	小　澤　　渉	
取締役	水　谷　彰　宏	
監査役（常勤）	宮　崎　博　史	名糖運輸株式会社監査役
監査役（常勤）	杉　田　健　一	株式会社ヒューテックノオリン監査役
監査役	髙　木　伸　行	株式会社エラン社外監査役 株式会社ロッテ顧問 中野冷機株式会社社外取締役
監査役	舘　　充　保 弁護士職務上の氏名 髙村充保	設楽・阪本法律事務所弁護士 株式会社コープミート監査役 全農エネルギー株式会社社外監査役

（注）１．取締役小澤渉及び取締役水谷彰宏の両氏は社外取締役であります。
２．常勤監査役杉田健一、監査役髙木伸行及び監査役舘充保の三氏は社外監査役であります。
杉田健一氏は金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。髙木伸行氏は証券会社における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。舘充保氏は弁護士としての専門的な知識・経験を有するものであります。
３．当社は、取締役小澤渉及び取締役水谷彰宏、監査役髙木伸行及び監査役舘充保の四氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
４．2018年６月27日開催の第３回定時株主総会終結の時をもって、監査役戸田等氏は辞任により退任いたしました。

2．責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役小澤渉、水谷彰宏の両氏、社外監査役杉田健一、髙木伸行、舘充保の三氏及び監査役宮崎博史氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

3．取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支　給　人　員	支　　給　　額
取締役 （うち社外取締役）	8名 （2名）	194百万円 （7百万円）
監査役 （うち社外監査役）	5名 （4名）	35百万円 (21百万円)
合計 （うち社外役員）	13名 （6名）	229百万円 (28百万円)

（注）１．取締役及び監査役の報酬限度額は、2016年６月29日開催の第１回定時株主総会にて、それぞれ、取締役報酬が年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、監査役報酬が年額60百万円以内と決議されております。
２．上記報酬等の額のほかに当社社外役員が当事業年度に当社子会社から受けた役員報酬はありません。
３．上記には、2018年６月27日開催の第３回定時株主総会終結の時をもって辞任した社外監査役である監査役１名を含んでおります。
４．支給額には、当事業年度に係る役員賞与引当金の繰入額41百万円を含んでおります。

4．社外役員に関する事項

(1)他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

①監査役杉田健一氏が兼職しております株式会社ヒューテックノオリンは、当社の子会社であります。

②監査役髙木伸行氏は、株式会社エランの社外監査役、株式会社ロッテの顧問、中野冷機株式会社の社外取締役であります。当社と上記兼職先との間に特別の関係はありません。

③監査役舘充保氏は、設楽・阪本法律事務所の弁護士であり、株式会社コープミートの監査役、全農エネルギー株式会社の社外監査役であります。当社と上記兼職先との間に特別の関係はありません。

(2)当事業年度における主な活動状況

①取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（16回開催）		監査役会（11回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 小澤 渉	15回	93.7%	—	—
取締役 水谷彰宏	16回	100.0%	—	—
監査役 杉田健一	12回	100.0%	8回	100.0%
監査役 髙木伸行	16回	100.0%	11回	100.0%
監査役 舘 充保	15回	93.7%	11回	100.0%

（注）1．監査役杉田健一氏は2018年６月27日の就任以降全ての取締役会及び監査役会に出席しております。
2．上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が１回ありました。

②取締役会及び監査役会における発言状況

・取締役小澤渉氏は、豊富な企業経営の経験と高い見識に基づき適宜質問し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
・取締役水谷彰宏氏は、豊富な企業経営の経験と高い見識に基づき適宜質問し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
・監査役杉田健一氏は、金融機関の経験に基づき財務及び会計に関する豊富な知見から、適宜質問し、コンプライアンス、ガバナンス等に対する意見を述べております。
・監査役髙木伸行氏は、証券会社でのさまざまな職務で培った経験、見識に基づき適宜質問し、コンプライアンス、ガバナンス等に対する意見を述べております。
・監査役舘充保氏は、弁護士としての専門的見地から適宜質問し、コンプライアンス、ガバナンス等に対する意見を述べております。

Ⅳ．会計監査人の状況

1．会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2．報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、「監査時間・報酬の実績」「監査計画における監査時間・配員計画」「同業他社の監査報酬」等を確認し、検討した結果、会社法第399条第１項の同意を行っております。

3．会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当するときは、監査役会が監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、会社法第340条第1項各号のいずれにも該当しない場合であっても、会計監査人が適格性または独立性を欠き、適正な監査を遂行することが困難と認められるに至った場合には、監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

Ⅴ．業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての概要は以下のとおりであります。

１．基本方針

当社及び子会社からなる企業集団（以下、「当社グループ」という。）は業務の適正性、有効性及び効率性を確保し、企業価値の維持・増大につなげ、社会的信用の確保と食品物流機能と品質の更なる拡充による業績向上を図ることを目的に、内部統制システムを整備し、運用することが経営上の重要な課題と考えております。当社グループは、全役職員及び当社グループの事業所に駐在し勤務する者を対象に、以下の基本方針を柱に、内部統制システムの構築を図ってまいります。

（１）取締役ならびに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①当社は、「取締役会規程」に基づき、毎月定期的に取締役会を開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止しております。

②当社は、当社グループの全役職員が遵守すべき行動の規範として「倫理行動規範」を定め周知徹底を図っております。

③当社は、当社グループの役職員等が社内において法令・規程等に違反する行為、または行われようとしている場合、それに気づいた者は内部通報委員会事務局に通報する「内部通報制度」を構築しております。また、内部通報の内容は速やかに常勤監査役に報告する体制を構築しております。

④当社は、業務執行部門から独立した監査室による当社グループの内部監査を実施し、法令・内部規程の遵守状況をチェックする「内部監査制度」を構築しております。

（２）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①当社は、法令や社内規程に基づき、取締役会議事録をはじめとする重要な会議の議事録や稟議書等の文書等の保存を行っております。

②電磁的記録につきましては、「情報セキュリティーポリシー」を制定し取り扱いのガイドラインを明確にしております。

③取締役及び監査役が、これらの情報を閲覧できる体制を構築しております。

（3）当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①当社は、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、リスク管理に関する体制、方針を決定するとともに、グループ各部署のリスク管理体制を評価し、必要な改善を行っております。

②各部署の事業運営に付随する各種のリスクを把握・評価し、リスクの回避・軽減に関する諸規程を整備しております。

③当社または子会社において重大なリスクが発生し、もしくは発生しそうな場合、社長を本部長とした「緊急対策本部」がその対策にあたるものとしております。

④子会社において、不正の行為または法令、定款、もしくは社内規程に違反する重大な事実、その他リスク管理上懸念のある事実が発見された場合、子会社取締役は、これを当社取締役及び監査役に報告するものとしております。

（4）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役の職務の執行が効率的に実施されることを確保するために、取締役会を毎月開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。

②稟議決裁規程に定める職務権限表に則り、グループ各社の重要な稟議事項は当社で決裁いたします。なお、取締役会決議事項以外の事案については、経営会議において決定しております。

（5）当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

①当社グループの経営状態については定期的に開催する「業績報告会」において、グループ各社から報告を受けることとしております。

②当社は、子会社における意思決定について、子会社の取締役会規程、職務権限規程その他の各種規程に基づき、子会社における業務執行者の権限と責任を明らかにさせ、組織的かつ効率的な業務執行が行われるように指導しております。

③当社は、コンプライアンス、運輸安全等に対する教育をグループ各社にて行っております。

④当社監査室が各部署及び子会社各社の業務監査を実施し、その状況及び結果については重要度に応じ当社取締役会等に報告するものとし、これを受けて当社は子会社各社の職務執行の方法につき指導及び支援を行っております。

（6）監査役の職務を補助する使用人及びその独立性と指示の実効性の確保に関する事項

①監査役の業務補助のために必要に応じて監査役スタッフを配置いたします。当該補助員の人事については、都度、取締役と監査役が協議することといたします。

②監査役スタッフの独立性を確保するため、当該監査役スタッフの任命、異動等人事にかかわる事項については常勤監査役の事前の同意を得るものとし、人事考課についても常勤監査役が行います。

（7）監査役への報告体制及びその他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

①当社グループの取締役及び監査役ならびに使用人は、会社に重大な損害を与えるおそれがある事実があることを発見したときは、速やかに当社常勤監査役に報告しなければなりません。また、報告者に対し、不利益な取り扱いをすることを禁止しております。

②常勤監査役は、取締役会のほか経営会議等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることとしております。

③常勤監査役は、各種稟議書やその他業務執行に関する文書等を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人から説明を求めることとしております。

④内部通報があった場合には、「内部通報制度」に基づき、速やかに常勤監査役へ報告することとしております。

（8）監査費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役は、独立した立場での監査活動を確保するため、必要に応じ、弁護士等外部の専門家を利用することができ、その費用は会社に請求することができるものとします。

（9）反社会的勢力排除に向けた体制

①市民社会の安全や秩序に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当要求事案等の発生時は、総務部を対応総括部署とし、情報を一元的に管理・蓄積し、弁護士、所轄警察署等関連機関と連携し、毅然とした態度で対応いたします。

②事案の発生を防止するため、定期的な研修活動の実施、対応マニュアルの整備を進め、平素から所轄警察署との情報交換を行い、密接な関係を構築いたします。

③日常の商行為の中で取り交わされる契約書及び取引約款等の条文中に、反社会的勢力排除に関する記述を必ず盛り込むことといたします。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適正な提出に向けた内部統制システムの構築を行い、別に定める「財務報告に係る内部統制評価の実施基準」に基づき、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行います。

2．業務の適正性を確保するための体制の運用状況

(1)内部統制システム全般

当社監査室はグループ各事業所を巡回し、内部統制システムの整備・運用状況についてモニタリングを実施しており、その結果に基づき改善を進めております。また、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」は、子会社も含め当社内部統制部が評価を実施しております。

(2)内部通報制度

内部通報制度は、社内通報窓口だけでなく社外通報窓口を設け、当社グループ従業員が通報し易い体制を構築しております。

(3)グループ会社経営管理

子会社の経営状況につきましては、定期的に開催する業績に関する報告会等において、グループ子会社から報告を受けております。また、当社取締役は、子会社の取締役会・経営会議等の主要な会議に出席し、重要な意思決定を確認するとともに、内部統制の整備・運用状況について改善指導を行っております。なお、稟議規程に則りグループ各社の重要稟議事項は当社で決裁しております。

(4)取締役の職務執行

当社は取締役会を毎月開催し、重要事項の決定ならびに取締役の職務執行状況の監督を行っております。また、取締役会規程及び稟議規程に則り、取締役会決議事項以外の事案については、経営会議において決定しております。当事業年度におきましては、取締役会を16回（書面決議を含まない。）、経営会議を16回開催しております。

(5)監査役の監査

常勤監査役は、取締役会や経営会議等重要な会議及び子会社の取締役会、経営会議、業績に関する報告会等の重要な会議への出席、稟議書・報告書等重要文書閲覧を通じて、当社グループの経営状態や内部統制の整備、運用状況について確認するとともに、会計監査人、監査室等と情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を確保しております。また、非常勤監査役は、取締役会等重要な会議で、内部統制や経営効率化についての意見を述べております。

(6)指名委員会、報酬委員会の設置

当社は取締役の選任プロセスの透明性ならびに客観性を確保し、代表取締役に人事権が集中することへの回避を目的とする任意の「指名委員会」と、当社の役員報酬の決定プロセスの透明性及び客観性の確保ならびに役員報酬体系の基本方針の決定と妥当性の確保等を目的とする任意の「報酬委員会」を設置しております。なお、その構成は社外役員が過半数を占めており、両委員会ともに代表取締役、上席役付取締役、独立役員及び社外役員と定め、委員長は社外取締役が務めております。当事業年度におきましては、指名委員会を３回、報酬委員会を３回開催しております。

３．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆さまに対する利益還元策を経営の重要課題の一つとして認識し、１株当たり年間配当金額20円とした安定配当を基本とし、各期における業績等を勘案したうえで配当金額の上乗せを検討してまいります。また、内部留保金につきましては、更なる業容拡大を図るために必要となる物流施設等の大型設備投資及び財務体質強化のための原資として充当する予定です。

当期の配当につきましては、第一次中期経営計画(2016年度～2018年度)の業績目標を達成できましたことを踏まえまして、期末の剰余金の配当を、当初の予想に対し１株当たり１円増配し、11円の配当を予定しております。この結果、１株当たりの年間配当金は21円（中間配当10円、期末配当11円）を予定しております。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**19,158**	**流動負債**	**18,168**
現金及び預金	5,897	営業未払金	4,212
営業未収金	11,725	短期借入金	2,600
原材料及び貯蔵品	283	一年内返済予定の長期借入金	1,655
その他	1,258	リース債務	1,833
貸倒引当金	△5	未払法人税等	911
固定資産	**60,495**	賞与引当金	1,717
有形固定資産	**50,445**	役員賞与引当金	79
建物及び構築物	19,391	設備関係支払手形	140
機械装置及び運搬具	4,428	その他	5,016
土地	17,333	**固定負債**	**23,418**
リース資産	8,800	長期借入金	6,388
建設仮勘定	364	リース債務	7,586
その他	126	繰延税金負債	245
無形固定資産	**701**	再評価に係る繰延税金負債	404
投資その他の資産	**9,348**	退職給付に係る負債	6,578
投資有価証券	4,175	資産除去債務	1,787
長期貸付金	101	その他	427
繰延税金資産	2,616	**負債合計**	**41,586**
その他	2,469	**(純資産の部)**	
貸倒引当金	△14	**株主資本**	**36,957**
資産合計	**79,653**	**資本金**	**4,000**
		資本剰余金	**5,715**
		利益剰余金	**27,531**
		自己株式	**△288**
		その他の包括利益累計額	**386**
		その他有価証券評価差額金	863
		土地再評価差額金	△267
		為替換算調整勘定	△46
		退職給付に係る調整累計額	△162
		非支配株主持分	**722**
		純資産合計	**38,067**
		負債・純資産合計	**79,653**

(注) 記載金額は、百万円未満切り捨てにより表示しております。

連結損益計算書

（2018年４月１日から 2019年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		**107,612**
営業原価		**99,439**
営業総利益		**8,172**
販売費及び一般管理費		**4,084**
営業利益		**4,088**
営業外収益		
受取利息及び配当金	52	
受取保険返戻金	83	
受取賃貸料	104	
補助金収入	101	
持分法による投資利益	62	
その他	212	617
営業外費用		
支払利息	252	
リース解約損	35	
為替差損	61	
その他	55	403
経常利益		**4,301**
特別利益		
固定資産売却益	87	87
特別損失		
事故損失	69	
固定資産除売却損	12	82
税金等調整前当期純利益		**4,306**
法人税、住民税及び事業税	1,604	
法人税等調整額	△86	1,517
当期純利益		**2,788**
非支配株主に帰属する当期純利益		5
親会社株主に帰属する当期純利益		**2,782**

（注） 記載金額は、百万円未満切り捨てにより表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2018年４月１日から 2019年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2018年４月１日残高	4,000	5,849	25,310	△321	34,837
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△509		△509
親会社株主に帰属する当期純利益			2,782		2,782
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				0	0
企業結合による増減		8		33	42
土地再評価差額金の取崩			△52		△52
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△142			△142
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					－
連結会計年度中の変動額合計	－	△133	2,220	32	2,120
2019年３月31日残高	4,000	5,715	27,531	△288	36,957

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2018年４月１日残高	889	△320	△33	△195	341	817	35,996
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△509
親会社株主に帰属する当期純利益							2,782
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							0
企業結合による増減							42
土地再評価差額金の取崩							△52
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							△142
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△26	52	△12	32	45	△95	△49
連結会計年度中の変動額合計	△26	52	△12	32	45	△95	2,070
2019年３月31日残高	863	△267	△46	△162	386	722	38,067

（注） 記載金額は、百万円未満切り捨てにより表示しております。

貸借対照表

(2019年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**5,619**	**流動負債**	**1,825**
現金及び預金	1,494	営業未払金	159
営業未収金	187	短期借入金	1,400
前払費用	17	リース債務	8
関係会社短期貸付金	3,600	未払費用	21
その他	319	未払法人税等	34
固定資産	**27,777**	前受金	2
有形固定資産	**90**	預り金	6
建物	42	賞与引当金	93
リース資産	46	役員賞与引当金	41
その他	1	その他	57
無形固定資産	**55**	**固定負債**	**2,068**
投資その他の資産	**27,631**	長期借入金	2,000
関係会社株式	25,504	リース債務	44
関係会社長期貸付金	2,000	資産除去債務	23
繰延税金資産	39	**負債合計**	**3,893**
その他	87	**(純資産の部)**	
		株主資本	**29,503**
		資本金	**4,000**
		資本剰余金	**21,467**
		資本準備金	1,000
		その他資本剰余金	20,467
		利益剰余金	**4,384**
		その他利益剰余金	4,384
		繰越利益剰余金	4,384
		自己株式	**△347**
		純資産合計	**29,503**
資産合計	**33,396**	**負債・純資産合計**	**33,396**

(注)　記載金額は、百万円未満切り捨てにより表示しております。

損　益　計　算　書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		
受取配当金収入	1,925	
経営指導料収入	840	
業務受託料収入	1,242	
その他収入	28	**4,036**
営業原価		**28**
営業総利益		**4,008**
販売費及び一般管理費		**1,850**
営業利益		**2,157**
営業外収益		
受取利息	46	
法人税等還付加算金	0	
その他	4	51
営業外費用		
支払利息	1	
その他	0	1
経常利益		**2,207**
特別損失		
固定資産除却損	2	2
税引前当期純利益		**2,204**
法人税、住民税及び事業税	114	
法人税等調整額	△6	108
当期純利益		**2,095**

（注）　記載金額は、百万円未満切り捨てにより表示しております。

株主資本等変動計算書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
2018年４月１日残高	4,000	1,000	20,458	21,458	2,797	2,797
事業年度中の変動額						
剰余金の配当					△509	△509
当期純利益					2,095	2,095
自己株式の取得						
自己株式の売却						
企業結合による増減			8	8		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	－	－	8	8	1,586	1,586
2019年３月31日残高	4,000	1,000	20,467	21,467	4,384	4,384

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
2018年４月１日残高	△321	27,934	27,934
事業年度中の変動額			
剰余金の配当		△509	△509
当期純利益		2,095	2,095
自己株式の取得	△0	△0	△0
自己株式の売却	0	0	0
企業結合による増減	△25	△16	△16
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	－		
事業年度中の変動額合計	△25	1,569	1,569
2019年３月31日残高	△347	29,503	29,503

（注） 記載金額は、百万円未満切り捨てにより表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

２０１９年5月１７日

株式会社Ｃ＆Ｆロジホールディングス
取　締　役　会　御中

Ｅ　Ｙ　新　日　本　有　限　責　任　監　査　法　人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　渡　辺　力　夫　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　上　林　礼　子　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社Ｃ＆Ｆロジホールディングスの２０１８年４月１日から２０１９年3月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Ｃ＆Ｆロジホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

２０１９年5月１７日

株式会社Ｃ＆Ｆロジホールディングス
　取　締　役　会　御中

Ｅ　Ｙ　新　日　本　有　限　責　任　監　査　法　人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　渡　辺　力　夫　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　上　林　礼　子　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社Ｃ＆Ｆロジホールディングスの２０１８年4月1日から２０１９年3月３１日までの第４期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2018年４月１日から2019年3月31日までの第４期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ＥＹ新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人ＥＹ新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年５月21日

株式会社Ｃ＆Ｆロジホールディングス　監査役会

常勤監査役　宮　崎　博　史　㊞

常勤監査役(社外監査役)　杉　田　健　一　㊞

社外監査役　髙　木　伸　行　㊞

社外監査役　舘　　充　保　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への配当の充実を図りながら、将来の事業展開と経営体制強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続していくことを基本方針としております。当期の期末配当につきましては、当期の事業会社の業績及び今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

（１）配当財産の種類
金銭といたします。

（２）株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金11円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は280,029,321円となります。
これにより、中間配当金10円を含めました当期の年間配当金は、１株につき前期より１円増配の金21円となります。

（３）剰余金の配当が効力を生じる日
2019年６月27日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

①取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレートガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

②監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任できる旨の規定を新設いたします。

③取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを明確にするため、現行定款第28条第２項を変更するものであります。

④上記に伴い、その他関連する規定につき、文言の修正・削除、条文の新設及び条数等の変更を行います。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更につきましては、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

（下線部が変更部分）

現 行 定 款	定 款 変 更 案
第１章　総則	第１章　総則
(中略)	(現行どおり)
(機関) 第４条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査役 （３）監査役会 （４）会計監査人	(機関) 第４条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査等委員会 (削除) （３）会計監査人
(中略)	(現行どおり)
第２章　株式	第２章　株式
(中略)	(現行どおり)
(自己の株式の取得) 第７条 当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。	(削除)
(単元株式数) 第８条 当会社の単元株式数は、100株とする。	(単元株式数) 第７条(現行どおり)
(単元未満株式についての権利) 第９条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 （１）会社法第189条第２項各号に掲げる権利 （２）会社法第166条第１項の規定による請求をする権利 （３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 （４）次条に定める請求をする権利	(単元未満株式についての権利) 第８条(現行どおり)

(下線部が変更部分)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
(単元未満株式の買増し) 第10条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。	(単元未満株式の買増し) 第9条(現行どおり)
(株主名簿管理人) 第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。	(株主名簿管理人) 第10条(現行どおり)
(株式取扱規程) 第12条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	(株式取扱規程) 第11条(現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(招集) 第13条 当会社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。	(招集) 第12条(現行どおり)
(定時株主総会の基準日) 第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。	(定時株主総会の基準日) 第13条(現行どおり)
(招集権者および議長) 第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	(招集権者および議長) 第14条(現行どおり)

(下線部が変更部分)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条(現行どおり)
(決議の方法) 第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2 会社法第309条第２項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。	(決議の方法) 第16条(現行どおり)
(議決権の代理行使) 第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2 前項の株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。	(議決権の代理行使) 第17条(現行どおり)
第４章 取締役および取締役会	第４章 取締役および取締役会
(取締役の員数) 第19条 当会社の取締役は、12名以内とする。	(取締役の員数) 第18条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、12名以内とする。
(新設)	2 当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。

(下線部が変更部分)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
(選任方法) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。	(選任方法) 第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	2(現行どおり)
3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。	3(現行どおり)
(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(任期) 第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
(新設)	2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	(削除)
(新設)	3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
(新設)	4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
(新設)	5 前項の補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任した場合の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。

(下線部が変更部分)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長および取締役社長各１名ならびに取締役相談役、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	(代表取締役および役付取締役) 第21条(現行どおり)
(取締役会の招集権者および議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	(取締役会の招集権者および議長) 第22条(現行どおり)
(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
(新設)	(重要な業務執行の決定の委任) 第24条 取締役会は、会社法第399条の13第６項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第５項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
(中略)	(現行どおり)
(報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。	(報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(下線部が変更部分)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
(取締役の責任免除) 第28条 当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２ 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、同項に規定する取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。	(取締役の責任免除) 第28条 (現行どおり) ２ 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。
第５章　監査役および監査役会	(削除)
(監査役の員数) 第29条 当会社の監査役は、5名以内とする。	(削除)
(選任方法) 第30条 当会社の監査役は、株主総会において選任する。 ２ 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削除)
(任期) 第31条 監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２ 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 ３ 会社法第329条第３項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ４ 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。	(削除)

（下線部が変更部分）

現 行 定 款	定 款 変 更 案
(常勤の監査役) 第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	(削除)
(監査役会の招集通知) 第33条 監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２ 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	(削除)
(監査役会規程) 第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	(削除)
(報酬等) 第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(削除)
(監査役の責任免除) 第36条 当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２ 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、同項に規定する監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。	(削除)
(新設)	第５章 監査等委員会
(新設)	(監査等委員会の招集通知) 第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２ 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（下線部が変更部分）

現 行 定 款	定 款 変 更 案
(新設)	(監査等委員会規程) 第30条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第６章 会計監査人	第６章 会計監査人
(選任方法) 第37条 会計監査人は、株主総会において選任する。	(選任方法) 第31条(現行どおり)
(任期) 第38条 会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２ 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。	(任期) 第32条(現行どおり)
(会計監査人の責任免除) 第39条 当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人(会計監査人であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２ 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。	(会計監査人の責任免除) 第33条(現行どおり)
第７章 計算	第７章 計算
(事業年度) 第40条 当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までの１年とする。	(事業年度) 第34条(現行どおり)
(剰余金の配当等の決定機関) 第41条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる。	(剰余金の配当等の決定機関) 第35条(現行どおり)

(下線部が変更部分)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
(剰余金配当の基準日) 第42条 当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。 ２ 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。	(剰余金配当の基準日) 第36条(現行どおり)
(中間配当金) 第43条 当会社は、取締役会の決議によって毎年９月30日を基準日として、中間配当をすることができる。	(中間配当金) 第37条(現行どおり)
(配当金の除斥期間) 第44条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。 ２ 前項の金銭には利息をつけない。	(配当金の除斥期間) 第38条(現行どおり)
(新設)	附則
(新設)	(監査役の責任免除に関する経過措置) 第１条 当会社は、第４回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第１項所定の監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）９名選任の件

当社は第２号議案「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしますとともに、取締役８名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、取締役１名を増員することとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）９名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　　名	
1	再　任	林原（はやしばら）　国雄（くにお）
2	再　任	松田（まつだ）　靱夫（ゆきお）
3	再　任	綾（あや）　宏將（ひろまさ）
4	再　任	武藤（むとう）　彰宏（あきひろ）
5	再　任	道田（みちた）　和宏（かずひろ）
6	再　任	酒光（さかみつ）　修史（ただし）
7	新　任	坂内（さかうち）　茂昭（しげあき）
8	再　任	小澤（おざわ）　渉（わたる）	社外取締役候補者 独　立　役　員
9	再　任	水谷（みずたに）　彰宏（あきひろ）	社外取締役候補者 独　立　役　員

※各取締役候補者の個別の選任理由については各候補者の略歴をご参照ください。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	再任 林原 国雄（はやしばら くにお） （1953年1月9日）	1972年2月　名糖運輸株式会社入社 2003年6月　同社取締役東日本第一事業部長 2004年7月　同社取締役 株式会社ジャステム代表取締役社長 株式会社エス・トラスト代表取締役社長 2008年4月　名糖運輸株式会社取締役営業本部長 兼西日本営業部長 2009年6月　同社常務取締役営業本部長兼西日本営業部長 2014年6月　同社代表取締役社長（現任） 2015年10月　当社代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 名糖運輸株式会社　代表取締役社長	25,530株
	［候補者とした理由］ 当社グループの主力事業会社である名糖運輸株式会社におきまして、営業本部長など営業部門の責任者としての経験を経て、代表取締役社長を務め、経営の要として企業価値向上に貢献してまいりました。2015年の当社設立より代表取締役社長を務め、強いリーダーシップを発揮しグループ全体の経営に携わっております。これらの経験と実績から、今後も当社グループの更なる発展と企業価値の向上を牽引することが期待されるため、引き続き取締役候補者といたしました。		
2	再任 松田 靱夫（まつだ ゆきお） （1944年7月15日）	1966年12月　株式会社ヒューテックノオリン入社 1983年9月　同社取締役営業副本部長兼食品流通事業部長 1987年6月　株式会社ヘルティー代表取締役社長 1990年1月　株式会社ヒューテックノオリン専務取締役営業本部長兼食品流通事業部長 2002年6月　同社代表取締役社長 2014年6月　同社代表取締役会長 2015年10月　当社代表取締役会長 2016年5月　株式会社ヘルティー代表取締役会長 2017年5月　同社取締役会長（現任） 2018年6月　当社取締役会長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ヘルティー　取締役会長	233,340株
	［候補者とした理由］ 当社グループの主力事業会社である株式会社ヒューテックノオリンにおきまして、営業本部長など営業部門での責任者を経て、代表取締役社長ならびに会長を歴任し、現在のビジネスモデルを構築してまいりました。当社設立時には代表取締役会長として、2018年6月からは取締役会長として、グループ全体の経営を管掌しております。これらの経験と実績から、今後も業務執行を監督する立場として当社グループの更なる発展を牽引することが期待されるため、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	再任 綾 宏將（あや ひろまさ） （1956年５月13日）	1980年４月　農林中央金庫入庫 2006年７月　同庫営業第五部長 2008年４月　株式会社ヒューテックノオリン入社　顧問 2008年６月　同社常務取締役管理本部長 2012年６月　同社専務取締役管理本部長兼財務経理部長 2014年６月　同社代表取締役社長（現任） 2015年10月　当社取締役副社長　営業担当（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ヒューテックノオリン　代表取締役社長	12,621株
	［候補者とした理由］ 当社グループの主力事業会社である株式会社ヒューテックノオリンにおきまして、管理部門の責任者としての経験を経て、代表取締役社長を務め、企業価値向上に貢献してまいりました。2015年の当社設立より取締役副社長を務め、高い見識をもとに営業部門の管掌とグループ全体の経営に携わっております。これらの経験と実績から、今後も当社グループの更なる発展と企業価値の向上を牽引することが期待されるため、引き続き取締役候補者といたしました。		
4	再任 武藤 彰宏（むとう あきひろ） （1954年11月２日）	1977年３月　株式会社レナウン入社 1999年２月　同社経理部長 2006年３月　同社取締役執行役員経営企画室長 2010年９月　名糖運輸株式会社入社　経理部長 2011年６月　同社取締役経理部長兼経営企画部長 2014年６月　同社常勤監査役 2015年６月　同社取締役経営企画部長兼海外事業部長 2015年10月　当社常務取締役 経営企画・管理担当 経営企画部長 2017年４月　当社専務取締役 経営企画・管理担当 経営企画部長（現任）	2,400株
	［候補者とした理由］ 当社グループの主力事業会社である名糖運輸株式会社におきまして、経理部、経営企画部、海外事業部の責任者を歴任し、2015年の当社設立時には常務取締役、2017年４月からは専務取締役として、グループの経営企画・管理部門を管掌し、幅広い知識をもとに企業価値向上に努めてまいりました。これらの経験と実績から、今後も当社グループの更なる企業価値向上を牽引することが期待されるため、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5	再任 みちた　かずひろ 道田　和宏 （1955年1月30日）	1978年4月　ジャスコ株式会社入社 1994年4月　名糖運輸株式会社入社 1997年4月　同社情報システム部長 2001年6月　同社取締役経営企画部長兼情報システム部長 2003年12月　同社取締役 株式会社名商代表取締役社長 2006年10月　名糖運輸株式会社仮監査役 2007年6月　同社常勤監査役 2014年6月　同社常務取締役管理本部長 2015年10月　当社常務取締役　内部統制担当（現任） 2017年4月　当社品質管理部長（現任）	23,200株
	［候補者とした理由］ 当社グループの主力事業会社である名糖運輸株式会社におきまして、経営企画部、情報システム部の責任者を歴任した後、監査役を経て管理本部長を務めるなど、幅広い分野で経営に携わり、2015年の当社設立より常務取締役として、グループの内部統制部門を管掌し、篤実な姿勢で企業価値向上に努めてまいりました。これらの経験と実績から、今後も当社グループの更なる企業価値向上を牽引することが期待されるため、引き続き取締役候補者といたしました。		
6	再任 さかみつ　ただし 酒光　修史 （1963年8月16日）	1989年1月　株式会社ヒューテックノオリン入社 1998年6月　同社執行役員ストアサポート部長 2002年6月　同社取締役関東中央支店長 2007年6月　同社取締役関東支店長兼関東第二支店長 海外担当部管掌 2011年4月　同社取締役営業第一部長 2012年6月　同社常務取締役施設本部長 兼情報システム部長 2012年12月　株式会社ヒューテックサービス代表取締役社長 2015年10月　当社常務取締役　施設担当（現任） 2016年7月　当社施設企画部長（現任）	9,096株
	［候補者とした理由］ 当社グループの主力事業会社である株式会社ヒューテックノオリンにおきまして、基幹支店の支店長、営業部門の部長職および施設部門の責任者を歴任してまいりました。2015年の当社設立より常務取締役として、グループの施設部門を管掌し、確かな実行力で企業価値向上に努めてまいりました。これらの経験と実績から、今後も当社グループの更なる企業価値向上を牽引することが期待されるため、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
7	新任 坂内 茂昭（さかうち しげあき） （1965年1月28日）	1983年4月　株式会社ヒューテックノオリン入社 2008年6月　同社執行役員戸田支店長 2012年6月　同社取締役管理副本部長兼人事部長 2015年10月　当社人事部長 株式会社ヒューテックノオリン取締役管理本部長兼人事部長 2018年4月　当社管理本部長 株式会社ヒューテックノオリン取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ヒューテックノオリン　取締役	2,860株
	［候補者とした理由］ 当社グループの主力事業会社である株式会社ヒューテックノオリンにおきまして、基幹支店の支店長を経験した後、管理部門の責任者を歴任してまいりました。2018年4月より当社管理本部長として、グループ全体の総務、人事、労務、経理、財務部門を統括し、企業価値向上に努めてまいりました。これらの経験と実績から、当社グループの更なる企業価値向上を牽引することが期待されるため、新たに取締役候補者といたしました。		
8	再任 社外 小澤 渉（おざわ わたる） （1940年2月14日）	1962年4月　共栄火災海上保険相互会社入社 1999年6月　同社代表取締役社長 2002年6月　北海道放送株式会社取締役 2005年6月　共栄火災海上保険株式会社取締役会長 2007年6月　同社相談役 2007年6月　株式会社ヒューテックノオリン社外監査役 2015年6月　同社社外取締役 2015年10月　当社社外取締役（現任）	4,288株
	［候補者とした理由］ 損害保険会社での経営者としての豊富な経験と高い見識を備えており、また、当社グループの主力事業会社である株式会社ヒューテックノオリンの社外監査役及び社外取締役の経験から、当社の経営全般の監視と有効な助言を行っております。今後も社外取締役として意思決定機能及び監督機能の強化に寄与していただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、3年9ヵ月となります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
9	再任 社外 水谷彰宏（みずたにあきひろ） （1942年12月27日）	1965年４月　名糖産業株式会社入社 1999年６月　同社取締役食品開発部長 2001年６月　同社取締役総務部長 2002年10月　同社常務取締役総務部長 2003年４月　同社代表取締役常務総務部長 2003年６月　同社代表取締役社長 2014年６月　同社取締役会長 名糖運輸株式会社社外取締役 2015年６月　名糖産業株式会社相談役 2015年10月　当社社外取締役（現任）	－
	［候補者とした理由］ 長年にわたる上場食品メーカーの経営者としての豊富な経験と高い見識をもとに、社外取締役の立場から物流改善策に対してアドバイスするなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。今後も社外取締役として意思決定機能及び監督機能の強化に寄与していただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、３年９ヵ月となります。		

（注）1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 坂内茂昭氏は2019年６月14日開催の株式会社ヒューテックノオリン第66回定時株主総会終結の時をもって任期満了により、取締役を退任する予定であります。
3. 小澤渉氏、水谷彰宏氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社は小澤渉氏、水谷彰宏氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。また、両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

当社は第２号議案「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役４名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　　名	
1	新　任　**杉田　健一**（すぎた　けんいち）	社外取締役候補者
2	新　任　**髙木　伸行**（たかぎ　のぶゆき）	社外取締役候補者 独　立　役　員
3	新　任　**舘　充保**（たち　みちほ） （弁護士職務上の氏名　髙村　充保）	社外取締役候補者 独　立　役　員
4	新　任　**鳥羽　史郎**（とば　しろう）	社外取締役候補者 独　立　役　員

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	新任 社外 杉田健一（すぎたけんいち） （1963年７月31日）	1987年４月　農林中央金庫入庫 2002年１月　同庫ニューヨーク支店長代理 2005年２月　同庫債券投資部部長代理 2008年７月　農林中金全共連アセットマネジメント株式会社出向 2011年７月　農林中央金庫営業第二部副部長 2011年８月　同庫営業第二部副部長兼総合企画部副部長 2012年１月　同庫営業第二部副部長 2014年７月　同庫ニューヨーク支店長 2017年６月　株式会社ヒューテックノオリン監査役（現任） 2017年６月　名糖運輸株式会社監査役 2018年６月　当社社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ヒューテックノオリン　監査役	1,100株
	［候補者とした理由］ 長年にわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する豊富な知見を有しており、また、2018年６月より、当社の監査役として、その職務を適切に遂行してまいりました実績を踏まえ、当社経営の健全性、透明性及びコンプライアンス向上に貢献していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は現在当社の社外監査役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって、１年となります。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	新任 社外 髙木伸行（たかぎのぶゆき） （1953年２月25日）	1977年４月　野村證券株式会社入社 2009年２月　同社グローバルリサーチ本部リサーチ・マネージング・ダイレクター 2009年３月　国立大学法人滋賀大学経済学部附属リスク研究センター客員教授 2009年４月　芝浦工業大学大学院工学マネジメント研究科非常勤講師 2013年３月　株式会社エラン社外監査役（現任） 2013年６月　名糖運輸株式会社社外監査役 2015年10月　当社社外監査役（現任） 2016年２月　株式会社ラクト・ジャパン社外取締役 2017年５月　株式会社ロッテ顧問（現任） 2019年３月　中野冷機株式会社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社エラン　社外監査役 株式会社ロッテ　顧問 中野冷機株式会社　社外取締役	－
	［候補者とした理由］ 証券会社での職務で培った豊富な経験及び上場会社の関係法令に関する専門知識と、大学の講師として培った幅広い見識を有しており、また、2015年10月より、当社の監査役として、その職務を適切に遂行してまいりました実績を踏まえ、経営の健全性、透明性及びコンプライアンス向上に貢献していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は現在当社の社外監査役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって、３年９ヵ月となります。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	新任 社外 舘（たち）　充保（みちほ） （弁護士職務上の氏名 髙村充保） （1974年７月14日）	2006年10月　弁護士登録（第一東京弁護士会） 設楽・阪本法律事務所入所（現任） 2007年９月　株式会社コープミート監査役（現任） 2015年６月　株式会社ヒューテックノオリン社外監査役 2015年６月　全農エネルギー株式会社社外監査役（現任） 2015年10月　当社社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 設楽・阪本法律事務所　弁護士 株式会社コープミート　監査役 全農エネルギー株式会社　社外監査役	－
	［候補者とした理由］ 弁護士としての専門的な知識・経験により企業経営を統治する十分な識見を有しており、2015年10月より、当社の監査役として、その職務を適切に遂行してまいりました実績を踏まえ、当社経営の健全性、透明性及びコンプライアンス向上に貢献していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は現在当社の社外監査役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって、３年９ヵ月となります。		

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	新任 社外 とばしろう 鳥羽史郎 (1967年3月21日)	1989年10月　中央新光監査法人入所 1991年7月　中央クーパース・アンド・ライブランド国際税務事務所（現 PwC税理士法人）入所 1994年1月　中央監査法人入所 1997年1月　鳥羽公認会計士事務所所長（現任） 2005年1月　株式会社みのり会計代表取締役（現任） 2005年5月　ケネディクス不動産投資法人（現 ケネディクス・オフィス投資法人）監督役員（現任） 2005年6月　スカイマークエアラインズ株式会社（現　スカイマーク株式会社）監査役 2009年5月　株式会社キーストーン・パートナース取締役（現任） (重要な兼職の状況) 鳥羽公認会計士事務所　所長 株式会社みのり会計　代表取締役 ケネディクス・オフィス投資法人　監督役員 株式会社キーストーン・パートナース　取締役	－
	［候補者とした理由］ 公認会計士としての専門的な知識・経験により企業経営を統治する十分な識見を有しており、当社経営の健全性、透明性及びコンプライアンス向上に貢献していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。		

（注）1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 杉田健一、髙木伸行、舘充保、鳥羽史郎の四氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当社は、髙木伸行、舘充保の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、鳥羽史郎氏も原案どおり選任された場合には、独立役員として届け出る予定であります。
3. 当社は杉田健一、髙木伸行、舘充保の三氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。杉田健一、髙木伸行、舘充保、鳥羽史郎の四氏の選任が承認された場合、当社は四氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、2016年６月29日開催の定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額400百万円以内（内、社外取締役分は30百万円以内）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。

なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。現在の取締役は８名でありますが、第２号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）９名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は９名（内、社外取締役２名）となります。

本議案の内容は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額60百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。なお、これは、現在の監査役の報酬限度額と同額であります。

第２号議案「定款一部変更の件」及び第４号議案「監査等委員である取締役４名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は４名となります。

本議案の内容は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

以　上

〈メ　モ　欄〉

第４回定時株主総会会場ご案内図

会　場　〒102-8130 東京都千代田区飯田橋三丁目10番８号
ホテルメトロポリタン　エドモント　本館２階「悠久」

電　話　03-3237-1111（代表）

交　通　・ＪＲ飯田橋駅東口／ＪＲ水道橋駅西口より徒歩約５分
・地下鉄東西線 飯田橋駅A5出口より徒歩約２分

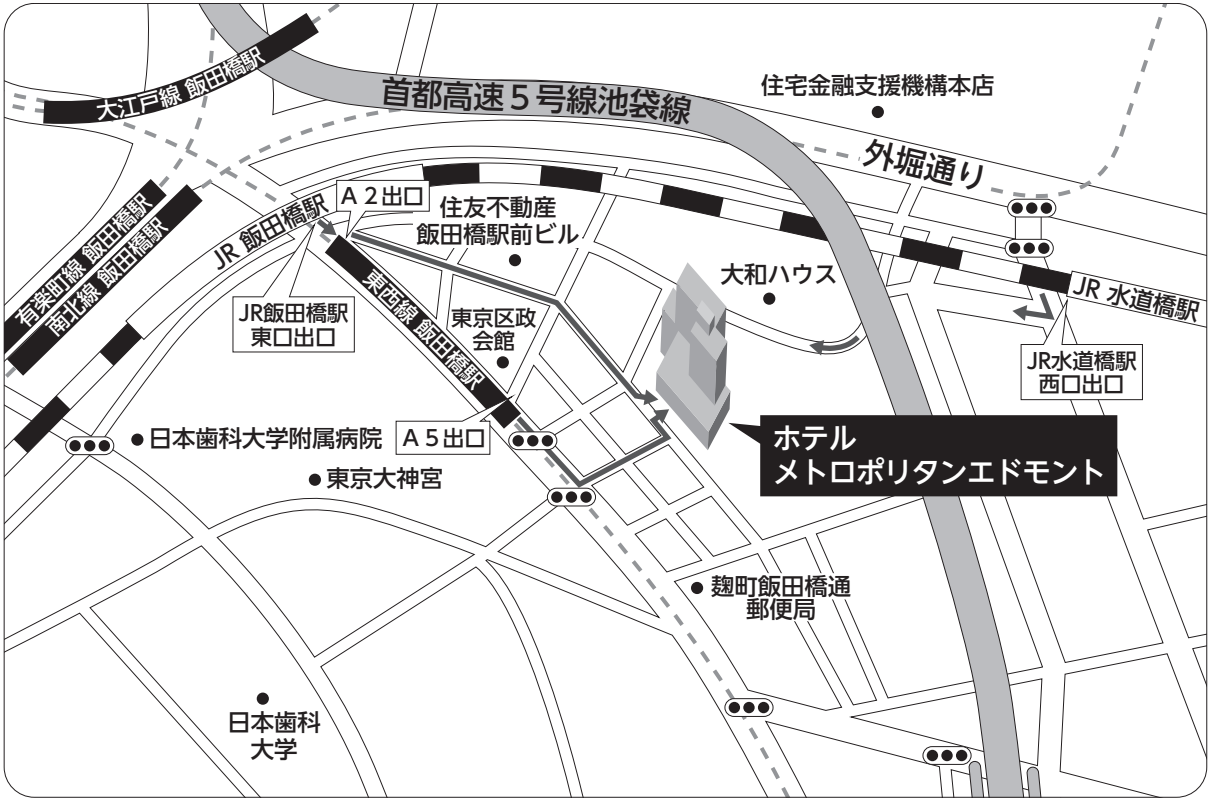

総会ご出席者へのお土産はご用意しておりませんので、予めご了承いただきますようお願い申しあげます。

UD FONT　見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。

VEGETABLE OIL INK